

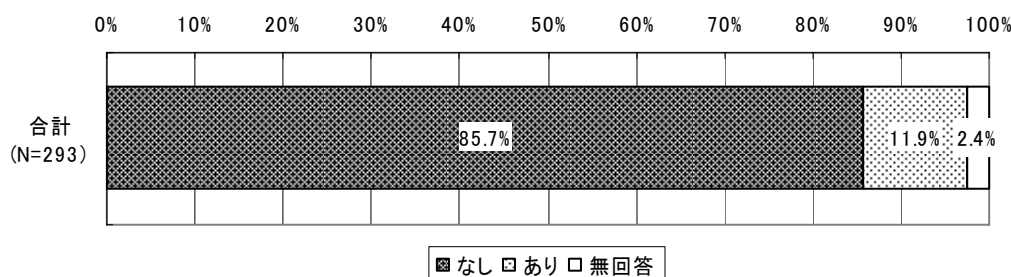
銘柄等情報の医療機関への情報提供の頻度について、「その他」の内容（抜粋）は以下のとおりであった。その都度変更するとの回答が多く見られている。

- **【その都度対応】**
 - ・ 情報提供が生じた時その都度／変更対応した都度、報告／変更の都度。
 - ・ その都度又は1日分を夕方に
 - ・ 調剤後、すぐ連絡。
 - ・ 後発医薬品に変更した処方せんを受付けた日に情報提供する。
 - ・ 変更した当日／その日のうちに医療機関へ情報提供する
 - ・ 変更した日にすぐ
 - ・ ほとんど変更はなく、あれば変更の時にその都度
- **【翌日～近日中】**
 - ・ 受付の都度（翌日）
 - ・ 初回1回、変更ごと。
 - ・ 半月単位
 - ・ 変更後、当日 or 翌日までに…
 - ・ 毎日あるわけではなく、変更後2・3日以内に
 - ・ 受付後数日以内、必要時に提供
 - ・ 情報提出した場合次の日に医療機関へ報告
- **【報告する医療機関によって変更】**
 - ・ 主なところは必要に応じて、主以外はその都度。
 - ・ 近隣医へはその都度電話連絡（次回より後発品で処方記載となっている）広域病院は内規により薬情、手帳（患者次回の受診時報告指示）
- **【その他】**
 - ・ 必要時に情報提供
 - ・ 初回のみ／初回変更時のみ
 - ・ 状況、必要に応じて個別に判断
 - ・ 変更時点で医療機関に問い合わせ。（次回の事も）

3) 情報提供方法・頻度について保険医療機関側から受けた要望・苦情の有無

情報提供方法・頻度に関する保険医療機関側からの要望・苦情の有無については、「なし」(85.7%)、「あり」(11.9%)となっている。

図表 75 銘柄等情報の医療機関への情報提供の頻度に関する保険医療機関側からの要望・苦情の有無



また、保険医療機関側から受けた要望・苦情の主な内容（抜粋）は以下のとおりである。

● 【方法、様式について】

- ・ 連絡は FAX に限る。
- ・ 変更内容を FAX で医療機関にフィードバックして欲しい（市立病院）カルテに貼るので小さく記入してほしいとの要望があった。
- ・ 電話にて知らせた所、今後は FAX でお願いします、と言われる。
- ・ A4 用紙に処方せんをコピーして、その余白に変更した薬品名を記載して FAX で送付するようにと言われる。
- ・ ○○病院より後発医薬品使用連絡表の様式指定がありました。
- ・ 変更の銘柄を FAX にて回答してほしい。
- ・ FAX、手帳など要望どおりに提供
- ・ 病院の業務が複雑にならないように、なるべく FAX などの 1 つの方法に統一してほしいと。
- ・ FAX、郵送、電話はしないでほしいと云われ、後発品への変更情報は全て薬手帳でと依頼された。お薬手帳は患者さんの負担（金額）もあり、強制はできないことを説明したが、今後は皆（お薬手帳）を持つべきだととりあってもらえなかった。
- ・ それぞれの医療機関側から FAX で電話でと希望があった。
- ・ 薬局からの報告の方法が異なること
- ・ 1 回目後発医薬品に変更された患者の医薬品の名前や変更された薬品名を FAX し、その変更された医薬品による副作用など、特になかった場合は、2 回目まで同じ変更内

容を FAX し、3 回目から保険医療機関がその薬を処方せんに直接記載してくる。

- 医療機関毎に専用の用紙が決められている。これによって基づいて処理
- 処方せんコピーに変更内容を記載し、FAX する。
- 病院によって対応がまちまちのため、FAX したために、FAX はいらないと苦情をうけたことはあります。
- 文書による情報提供は不要にして、次回診療時にお薬手帳を患者さんに持たせる様、要望された病院あり。
- **【頻度について】**
 - 週毎でよい、月毎でよい、他
 - 初めは毎回 FAX をしていたが、医師から変更時のみと指示あり
 - 事前に連絡がなかったので、次回受診時に患者様より処方医へ、情報提供をお願いしたが、即日電話にて病院の受付の方へ連絡する様に言われた
 - 月単位にまとめて送ってほしい。
 - その都度 FAX で、後発品に変更したら送信すること。
 - 情報提供はそのつど欲しい。
 - 各患者変更になるごとに（1 回の処方せんごとに）情報提出していたら、毎回は必要なし、変更になった時 1 回のみでよいといわれた。情報提供文書の様式について処方受付日付ごとに記入していたら、患者一人に 1 枚で記入してほしいといわれた。
 - 毎回同じ後発医薬品に変更する場合は、報告書は最初の 1 回のみで十分とのこと。
 - 医療機関へ情報提供しても、次回もまた同じ処方のため、同じ情報提供を何回も何回も行っている。
 - 何度もいらない
 - 大学病院は忙しいので、FAX でもその都度、その都度で連絡をもらうのは迷惑と指導されました。
 - 医療機関によって変更時毎に FAX を希望されたり、連絡の必要なしというところなど様々。
 - 変更した場合、毎回フィードバックしてほしい。
 - 同じ患者、同じ内容なら、初めの 1 回だけでいい。処方せんの下の空いている欄に、変更内容を記載し FAX・手帳のシールを病院用にも 1 枚患者にもたせ、渡してほしい。
- **【その他】**
 - できるだけ薬剤師会のモデルとなる後発医薬品の変更報告書で情報提供してほしいという旨
 - 処方せん枚数が多い医療機関とは今の方法（処方せんに後発医薬品へ変更可）について話し合い、メーカーの品ぞろえ等を調べたがほとんどそろっておらず、供給体制も悪いので、希望する患者だけという事を話し合い、次回からという事で決めた。
 - 自身のところで調べるので不要と言われた

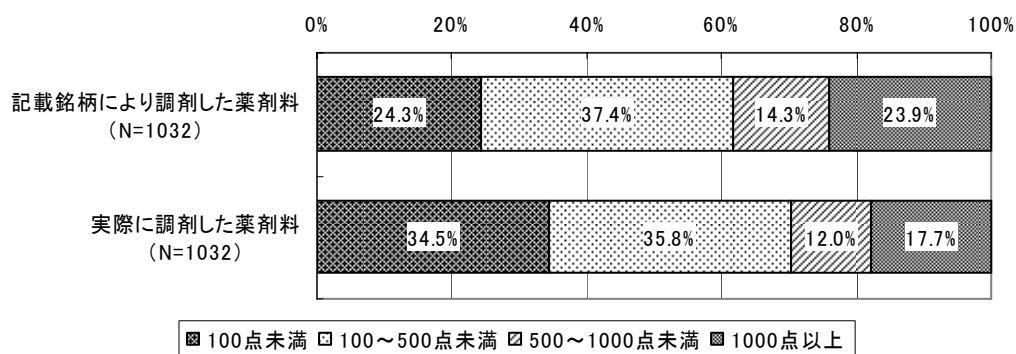
- 2回目以降処方変更のない場合の情報提供は必要ないのではないか？Dr側も毎回送られてもすべての患者の分だと混乱をまねく。
- 後発医薬品に変更可に署名押印あるにもかかわらず、後発品は信用していないから変更しては困るとの苦情あり。署名は病院の方針で行なっていることであり、処方医の希望ではないと言われた。
- 情報提供はいらないと断わる医師。
- 電子カルテの場合、後日変更した医薬品のカルテへの変更はできないとのこと。
- H18.6月後発品変更可の欄に医師のサインがあったので後発の医薬品に変更し、病院に報告したところ、薬剤部より電話があり、新しく来た先生なので（病院の規定をよく知らないので）出したが、その病院は後発変更しないとわれ、その次は、先発品で処方した。
- 調剤薬局より変更した商品名、規格、患者名を医療機関に電話するが医療機関は変更する義務なし、いつまでも変更しないので薬局で管理しなければならない。
- 希望者のみ院外処方されている病院で、連絡をどのようにすればいいのか院内のいろいろな部所でたらいまわしにされ、医師には医事課に連絡がいけばいいことだと言われた。
- 医療機関が血管外科専門の為、薬品の血液中の溶解度等が、先発品と比べた場合劣っているとの事で使わない。

(7) 後発医薬品の使用状況（平成 18 年 10 月 23 日～29 日の状況）

後発医薬品調剤情報票（様式 2）を返送いただいた施設における、後発医薬品の使用状況を調査した。

「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等があり、かつ実際に後発医薬品に変更したものであるとして回答があった処方せん（N=1,032）における処方せん 1 枚当たりの薬剤料について、「100 点未満」の割合は、記載銘柄により調剤した場合よりも、実際に調剤した場合の方が高く（それぞれ 24.3%、34.5%）、「1000 点以上」の割合は、記載銘柄により調剤した場合よりも、実際に調剤した場合の方が低く（それぞれ 23.9%、17.7%）になっており、実際に調剤した薬剤料の方が全体的に低くなっている。

図表 76 記載銘柄により調剤した場合の薬剤料と、実際に調剤した薬剤料の比較



また、記載銘柄により調剤した場合の処方せん 1 枚当たり薬剤料の平均が 839.47 点、実際に調剤した処方せん 1 枚当たり薬剤料の平均が 605.72 点となっている。

さらに、記載銘柄により調剤した場合の薬剤料に占める、実際に調剤した薬剤料の割合を処方せんごとに計算すると、平均で 65.91%となっている。

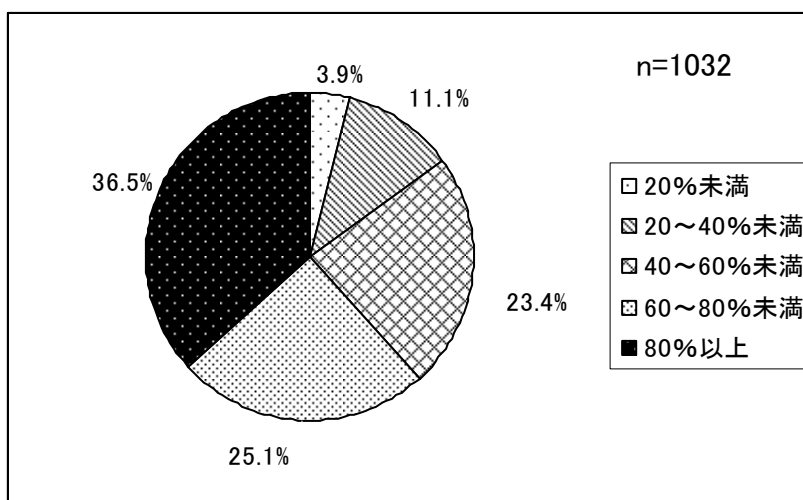
図表 77 後発医薬品調剤の状況

	平均値	標準偏差
記載銘柄により調剤した場合の薬剤料 (A) (点)	839.47	1,457.95
実際に調剤した薬剤料 (B) (点)	605.72	1,108.01
記載銘柄により調剤した場合の薬剤料に占める実際に調剤した薬剤料の割合 (B/A) (%)	65.91	23.29

※（注）後発医薬品に変更された医薬品および変更されない医薬品を含めた、処方せん 1 枚当たりの薬剤料を計算したもの

記載銘柄により調剤した場合の薬剤料に占める、実際に調剤した薬剤料の割合の分布についてみると、「80%以上」(36.5%)が最も多く、次いで「60~80%未満」(25.1%)、「40~60%未満」(23.4%)となっている。

図表 78 記載銘柄により調剤した場合の薬剤料に占める、実際に調剤した薬剤料の割合の分布



さらに、各薬局の後発医薬品への変更率（後発医薬品への変更可欄に処方医の署名等がある処方せんを実際に後発医薬品に変更した割合）別にみた、記載銘柄により調剤した場合の薬剤料に占める、実際に調剤した薬剤料の割合の分布は以下のとおりであった。

図表 79 記載銘柄により調剤した場合の薬剤料に占める、実際に調剤した薬剤料の割合の分布（後発医薬品への変更率別）

	合計	10%未満	10%～19%未満	20%～29%未満	30%～39%未満	40%～49%未満	50%～59%未満	60%～69%未満	70%～79%未満	80%～89%未満	90%～99%未満	100%	無回答
合計	1032	3 0.3%	37 3.6%	58 5.6%	57 5.5%	100 9.7%	141 13.7%	129 12.5%	130 12.6%	177 17.2%	200 19.4%	-	
後発医薬品への変更割合 変更なし	4	-	-	-	-	1 25.0%	-	-	-	1 25.0%	2 50.0%	-	
5%未満	70	2 2.9%	-	2 2.9%	8 11.4%	5 7.1%	13 18.6%	9 12.9%	12 17.1%	11 15.7%	8 11.4%	-	
5～10%未満	108	-	6 5.6%	2 1.9%	13 12.0%	13 12.0%	6 5.6%	24 22.2%	10 9.3%	17 15.7%	17 15.7%	-	
10～20%未満	118	-	8 6.8%	11 9.3%	4 3.4%	22 18.6%	28 23.7%	9 7.6%	12 10.2%	13 11.0%	11 9.3%	-	
20～30%未満	123	1 0.8%	3 2.4%	12 9.8%	5 4.1%	11 8.9%	16 13.0%	7 5.7%	18 14.6%	21 17.1%	29 23.6%	-	
30～40%未満	27	-	-	-	-	2 7.4%	3 11.1%	2 7.4%	2 7.4%	10 37.0%	8 29.6%	-	
40～50%未満	117	-	-	3 2.6%	1 0.9%	6 5.1%	6 5.1%	14 12.0%	15 12.8%	17 14.5%	55 47.0%	-	
50～60%未満	118	-	2 1.7%	17 14.4%	2 1.7%	2 1.7%	29 24.6%	18 15.3%	18 15.3%	17 14.4%	13 11.0%	-	
60～70%未満	17	-	-	-	-	9 52.9%	3 17.6%	1 5.9%	4 23.5%	-	-	-	
70～80%未満	37	-	-	-	-	1 2.7%	4 10.8%	4 10.8%	8 21.6%	7 18.9%	13 35.1%	-	
80～90%未満	62	-	4 6.5%	7 11.3%	7 14.5%	9 14.5%	6 9.7%	6 9.7%	9 14.5%	16 25.8%	5 8.1%	-	
90～100%未満	40	-	2 5.0%	2 5.0%	7 17.5%	5 12.5%	9 22.5%	9 5.0%	2 7.5%	7 17.5%	3 7.5%	-	
100%	85	-	6 7.1%	1 1.2%	2 2.4%	4 4.7%	8 9.4%	12 14.1%	8 9.4%	16 18.8%	28 32.9%	-	
不明	26	-	10 38.5%	-	2 7.7%	2 7.7%	2 3.8%	1 26.9%	7 7.7%	2 7.7%	-	-	
無回答	80	-	-	4 5.0%	6 7.5%	8 10.0%	9 11.3%	14 17.5%	9 11.3%	22 27.5%	8 10.0%	-	

6. まとめ

- ・ 「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんを取り扱った薬局の割合は全体の薬局の8割を超えているが（図表14）、そのうち、実際に後発医薬品に変更した薬局の割合は約5割であった（図表20）。
- ・ 「後発医薬品へ変更可」欄に処方医の署名のある処方せんの割合は、全体の処方せんの17.1%（図表12）、そのうち実際に後発医薬品に変更された処方せんの割合は5.7%であった（図表13）。
- ・ 「後発医薬品への変更可」に処方医の署名等がある処方せんを取り扱った薬局において、後発医薬品へ変更可の処方せん（後発医薬品が存在するもの）に占める、実際に後発医薬品に変更した処方せんの割合が5%未満（78薬局）から、90%以上（41薬局）まで、薬局ごとにばらつきが見られた（図表27）。
- ・ 平成18年10月に、「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんを1枚以上取り扱った薬局における、患者が後発医薬品への変更を希望したが、処方せんの「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がなかった場合の対応として、「設問のようなケースはなかった」は44.1%、「その旨を患者さんに説明の上、変更しなかった」は34.1%、「処方医に照会し、了解を得て変更した」は23.7%であった（図表35）。
- ・ 平成18年10月に、「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんを1枚以上取り扱った薬局における、「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんを持参した患者に対する後発医薬品への変更に関する説明は、全薬局のうち約7割の薬局において、「すべての患者さんに説明できている」または「ほぼすべての患者さんに説明できている」であった（図表46）。
- ・ 平成18年10月に、「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんを1枚以上取り扱った薬局における、患者一人当たりの平均説明時間は、患者が後発医薬品を選択した場合は9.20分、選択しなかった場合は4.86分であった（図表52）。
- ・ 実際に後発医薬品へ変更した場合の保険医療機関への情報提供について、薬局が保険医療機関側から受けた要望・苦情の内容として、調剤した銘柄等の情報は毎回は不要（調剤した後発医薬品の銘柄が、前回の後発医薬品の銘柄から変更された場合のみでよい）の旨が複数見られた。
- ・ 実際に後発医薬品に変更された処方せんについて、実際に調剤した薬剤料は、記載銘柄により調剤した場合の薬剤料の65.9%となっており（図表77）、薬剤費の圧縮率は34.1%であった。また、記載銘柄により調剤した場合の薬剤料に占める、実際に調剤した薬剤料の割合が80%以上である処方せんは全体の36.5%であった（図表78）。